2025 年 11 月 7 日

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

政府より公表された「成長戦略実行計画」を踏まえ、全国銀行協会では「2027 年度初めから電子交換所における手形・小切手の交換廃止」を決定しました。

こうした状況を踏まえ、埼玉縣信用金庫は新たに以下の対応を実施します。

記

＜手形・小切手を振り出しされるお客さま＞

１．手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限：2026 年 9 月 30 日（水）

期限以降に振出された手形・小切手は、当座勘定からの支払いができません。

２．未使用手形・小切手用紙の買戻し

買戻し受付開始日：2026 年 10 月 1 日（木）

「さいしんダイレクトビジネス（インターネットバンキング）」または「さいしんでんさいサービス/さいしんでんさいライトサービス」をご契約のお客さま（新規申込を含みます）を対象に、2023 年 4 月 3 日以降に発行した未使用手形・小切手の買戻しを受付けます。

買戻しの詳細につきましては、2026 年 9 月頃にホームページ等で公表する予定です。

＜手形・小切手をお受け取りになるお客さま＞

３．他行庫振出手形・小切手の預金入金扱い受付終了

受付終了日：2026 年 9 月 30 日（水）

当金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金受付を終了します。

入金口座は、当座勘定のほか、普通預金、定期預金等各種預金を含みます。

＜電子化に向けた当金庫の取組み＞

内容	実施（予定）日
当座預金の新規口座開設停止	2024 年 12 月 2 日（月）
2027 年 4 月以降を期日とする手形等の代金取立の受付停止（手形割引を含みます）	
払戻請求書による当座勘定からの払戻開始	2025 年 1 月 6 日（月）
銀行振出小切手の発行受付終了	2026 年 1 月 30 日（金）
手形・小切手の発行受付終了	2026 年 3 月 31 日（火）

＜代替サービスのご案内＞

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減、押印・発送・保管等の事務負担の軽減、印紙代・用紙代等のコスト削減など、支払側と受取側双方にさまざまなメリットがございます。

「さいしんダイレクトビジネス（インターネットバンキング）による振込」や「さいしんでんさいサービス」など、電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申しあげます。

○ さいしんダイレクトビジネス

https://www.saishin.co.jp/houjin/service/direct_business/

○ さいしんでんさいサービス

https://www.saishin.co.jp/houjin/service/densai/

以上

埼玉縣信用金庫